

変体漢文における、表記体に起因する言語的特徴の整理

田中 草大

第一節 本稿の目的

変体漢文は日本語の表記体の一類であるが、漢文式を主体とするその特徴のために、日本語を表記するに際して種々の制約や特色を有する。それらが変体漢文の言語の語彙・語法等にも様々な影響を及ぼし、結果として文体的特徴を成す大きな要因となっている。のみならず、そうした特徴は変体漢文の中で表現として固定化する中で、口頭語や、いわゆる和漢混淆文等の他文体にも及んでいくことになる。則ちもはや漢文表記ゆえの制約という状況を超え、日本語の中のより広い場においてその姿を見せることになるのである。

本稿は「変体漢文にはどのような書記上の制約ないし特色があり、それらがその言語にどのような影響を与えているか」を分類・整理することを目的とする。但しそれに先

立って、そもそも「変体漢文の言語」とは何を指すか、という基本的な問題について確認しておく必要があると思われるので、まず次節においてこのことを論じる。なお変体漢文は上代から近代に至る極めて長期にわたって用いられたものであるが、本稿では主に平安鎌倉時代の実態を念頭に置いて論を進める。

第二節 変体漢文の言語

二ノ一 表記体としての変体漢文とその言語

変体漢文は仮名文や仮名交り文と同様に日本語による思想を文字化したものであるが、大きく漢字化と漢文化という二つの行程が制約となるため、元の日本語をそのまま変体漢文に落とし込むことは極めて困難である。次の(a)を例にとって見てみよう。

(a) いつのかみのめにて候しもの_二ゆつりて候しかとも、
こうれんをふけうし候て、(略)うせ候ぬ。(注_一)

これは鎌倉時代の讓状から抜き出したものである。候文という手紙文ならではの文体を纏つてはいるが、仮名を主体にして書かれているので、書き手の心内にある言語がそのまま表出されたものと一往見ることができる。

ところが (a) が書かれた数ヶ月後、この文書が別の文書に引用されることになり、その際に、変体漢文の形に書き換えられるということが起こった。それが次の (A) である。

(A) 雖_三讓_二給伊豆守妻(略)一、不_二孝公蓮_一死去畢。(注_二)

これを交換元の (a) と較べると、省略された要素 (二) にて候しもの「候」「しか↑き」や、追加された要素 (二) ゆづり」↓「讓給」)、置き換えられた要素 (二) ども」↓「雖」、「うせ」↓「死去」、「ぬ」↓「畢」) など、種々の違いがあることが判る。(A) は、(a) を再現しようとしながらも変体漢文における漢字化・漢文化という表記上の構造・制約等を受けて生まれた、その意味で言語表現としては不完

全と評し得るものである。ところが一度それが書かれてしまうと、それを読み下した次の (a') は、元々の (a) とは明らかに異なるものでありながら、しかし日本語として確立しており、もはや不完全なものとは言えない。

(a') 伊豆守妻に讓り給ふと雖も、公蓮を不孝して死去し畢んぬ。

変体漢文自体は表記体であつて、本来は文体とは区別されるものなのであるが、(A) から復元される (a') という日本語は独自の特徴を持つものなのであつて、ここに文体を認めることができる。つまり、最初は表記体上の強制に基づく、消極的なものであつたとしても、それが変体漢文の中で文字表現として固定されると、同時にそれが変体漢文の言語の文体的特徴にもなっていくわけである。

尤も、変体漢文は飽くまでも (A) という形で表出されるのみで、その言葉は次の二ノ二節で見られるように不確定・未分化な部分を残したものである。つまり (a') のように一通りに確定された姿は実際には存在しない、その意味で架空のものであるのだが、実際に何らかの事情によりこのような言葉が何らかの形で「現実化」することがある。例えば、書かれた変体漢文が音読または黙読される、或いは訓点が付される、読み下し文が作られる、といったことに

よつてである。更には語彙や語法が他文体や口頭語へ波及するといったことによつてこの「現実化」が果たされることもある。

二ノ二 「変体漢文の言語」の範疇

変体漢文は表記体すなわち日本語の表記方法の一種であつて、日本語そのものではない。「変体漢文には漢文訓読語の特徴と和文語的特徴を併せ持つ」などと言う場合の「変体漢文」は、厳密には「変体漢文によつて表現されている日本語」と言うべきものである（これを簡略化して「変体漢文体」とも呼び得るだろう）。しかし変体漢文という表記方法には、表音性つまり一義的には音配列であるところの言語を表現する能力において無視できぬ不確実性があることは誰しもが感じるところであろう。では、「変体漢文の言語」を日本語史学の対象とする際、その範疇をどのように規定すべきであろうか。

例として、雲州往来にある「所羨可足」(第一通)・「被_レ投_二消息_一」(第十通)という字句を見よう。これらをルビに従つて読み下すとそれぞれ「羨_{ネガ}フ所_ト足_シヌ可_シ」「消息(ヲ)投_ナゲ被_レタリ」となる。実はこのルビは享禄本の訓点であり、過去に確かにこれらの字句からこれらの日本語が復元されたことを意味する。

しかし、だからと言つて「変体漢文『所羨可足』『被投消息』の言語」とはイコール「ネガフ／トコロ／タン／ヌ／ベシ」「セウソク／ヲ／ナゲ／ラレ／タリ」であると言えるだろうか。これらの内、「ネガフ」「トコロ」「タル」「ベシ」及び「セウソク」「ナゲ」「ラル」については、(仮にこの享禄本の加点が無くとも)各々の漢字の当時の字訓・字音また加点例などを基にして語形が推定されるものである。加えて、「ヲ」は、表記の漢字を持たないが、この文における「消息」の統語的な役割と、SVOの漢文式表記に支えられて、この部分にヲが宛がわれることはほぼ確実視し得るものである。

これらに対して、「タンヌベシ」における助動詞ヌ、「ナゲラレタリ」における助動詞タリは、いずれも訓読(復元)の際に言わば恣意的に読み添えられた要素である蓋然性が大きい。少なくとも、元の文字列「可足」「被投」から直接に導かれるものではない。これらに対しては「タルベシ」「ナゲラル」という、よりシンプルな訓読(復元)も不可能ではなかつたはずだし、寧ろ充分あり得ただろう。このように見て、「変体漢文『所羨可足』『被投消息』の言語」としては、「ネガフ」「トコロ」「タル」「ベシ」及び「セウソク」「ヲ」「ナゲ」「ラル」(活用語は活用形を捨象)のみを認めることとしたい。

右を要するに、本稿で「変体漢文の言語」と呼ぶものは、

一義的には、書かれた字句から直接に抽出できる語である。それは言語というよりは、言語として実現する以前の抽象的な単位と言うべきものかも知れない。

但し、上記の享祿本雲州往来など、幾つか残された中世の変体漢文訓点資料からすると、先のヌヤタリのような、文字列そのものからは導かれぬ語の読み添えが一定程度あったことは確かであるから、そうした語への認識もまた必要である。本稿では前者（文字列から抽出される言語）を中心に、適宜後者（読み添えされる言語）についても言及する。

この「変体漢文として書かれた文字列から直接抽出される要素（のみ）を『変体漢文の言語』と見なす」という態度は、直接的には単なる便宜的な処理に由来するものでもあるが、しかしその実、変体漢文の本質に関わる結論にもなっていると言えるだろう。つまり変体漢文という表記体は、自身が蔵する言語の完全な実現などそもそも想定しないものなのである（尤もこれは変体漢文でなくとも、漢字の表語機能を利用する表記体に対しては、程度差こそあれいずれも同じく言えることである）。

その一方で、「変体漢文は後で見て意味（文章内容）が判ればそれで良かったのであって、何らかの日本語文に復元され得るような表記形態ではなかった」というものでもなかったということを確認しておく必要がある。これにつ

いて次で見ることにしよう。

二ノ三 変体漢文はヨメるか^(注3)

変体漢文の背後に（つまり思想内容として）日本語があることは認められても、変体漢文で書かれた文章が特定の日本語文に再現可能であるか（再現されるべくして書かれたものであるか）ということについては研究者間で見解が一致していない。則ち、亀井孝氏の言葉を借りれば^(注4)、変体漢文はヨメるか——よめる（＝文意が理解できる）ものではあっても、ヨメる（＝特定の語・文に復元できる）ものであるか否か——という問題である。小林芳規氏や峰岸明氏はヨムことが（完全には無理としても、かなりの程度までは）可能であるとする立場を取るが、他方、小松英雄氏のように「（引用者注、法隆寺金堂薬師仏光背銘について）訓読しないで無理できる以上、「訓読という行為を予想して作成され」たものでもない（傍点引用者）」^(注5)「訓読という行為を予想して作成され」たとみなすべき漢字文の存在を具体的に指摘することができない^(注5)とする立場もある。より砕けた言い方をすれば、変体漢文は後で見て意味（文章内容）が判ればそれで良かったのであって、特定の日本語文に復元され得るような表記形態ではなかった、とする考えである。また船城俊太郎氏も、将門記の二本の

古点本の調査から、同一箇所訓点の二本間で相違するケースが一定数あることを指摘され、「峰岸氏の「定訓」のうなかんがえかたで、全体を律しようとするのはあやまりである。すくなくとも、一字一訓ということにあまりに固執するのは、よろしくないであろう」と、同様の見解を示され、「変体漢文をふくめた日本語からよみとられてくる日本語の文章は、言ってみれば「大同」で「小異」のあるものだったのである」と結論されている^(注6)。

これに対して、小林芳規氏は古事記について「本文の用字法には統一意識が存し、表意の漢字は字種が少なく平易なものを選ぼうとする意識が認められ、漢字とその訓との関係が一漢字一訓又は二訓という狭い対応を原則としており、上代における常用字を基盤とし反映している」^(注7)という仮説に基づき、それら常用字(訓漢字)各々の和訓を確定していくことよって古事記をヨモうとされた。また峰岸明氏は「少数ではあつても訓点本の存するところから、当時の人々に変体漢文は訓読すべきものであるという認識があつたこと、敷衍すれば、変体漢文という文章様式の背後に国語文の存在することを人々が認めていたということ」が言えるとし、次のような見解を示された。

このような文章の作成事情を説明するに当たって、こ

れが漢字を利用した文章表記であるので、元来表現内容の伝達のみが意図され、それに対応する国語文の作成は、必ずしも行なわれていなかったのではないかと、表現内容の理解を求めることは意図されていたのであるが、その国語文の再現までは期待されていなかったであろうなどとする立場も存するようである。併しながら、このような立場は、畢竟、文字列を単なる記号の連続と見做す立場に連なるもので、現実の文章に対する理解としては必ずしも自然ではないように思う。記録体の文章は、具体的な国語文が予め存在し、それを基に漢文の表記様式を利用して作成されたもの、換言すれば、変体漢文という文章様式の背後に具体的な国語文の存在が想定せらるべきものと理解すべきではなからうか。

(峰岸(一九八六)序章第二節、四十九・五十頁)

また、船城氏の先掲論では将門記の二本の点本間で訓法がしばしば一致しないことを以て「変体漢文が(一通りに)ヨメル」とする考えに疑義が呈されたのであるが、これは検討対象が将門記という、変体漢文の中でも文学志向の強いもの、則ち文飾の跡が多く窺えるものであることを考慮に入れるべきかと思われる。つまり、表現が日常性から離れていくに従って訓読もバリエーションを生じやすくなる

と考えられるのであって、将門記における結論が一般的な記録や文書などにおいても同様に当てはまるとは必ずしも言えないのではないか。例えば「宜仰範政早可令言上件子細」(官宣旨案・嘉承元(一一〇六)年五月廿九日・平安遺文 1660) ↓ 「宜しく範政に仰せて早く件の子細を言上せしむべし」のように、大凡誰が訓み下しても再現結果にほぼズレが生じないことが予想される文も、これらの文章には一定量含まれているのである。

さて、稿者の考えでは、両者の主張は「**変体漢文は訓読されるべきものとして書かれた否か**」という点に集約することができる。そして稿者は、小林・峰岸両氏の主張、則ち「変体漢文は訓読されるべきものとして書かれた(↓書かれた変体漢文は読み手からは「訓読」によって理解された)」という立場に立つ。そしてそのことは、実は反対派の意見である「変体漢文は、見て意味(文章内容)が判ればそれで良かった(よって、訓読という(日本語文)化を経ての読解を必ずしも要求するものではない)」という主張の意味するところを精査していくことによって、自然に導かれる結論であるように、稿者には思われるのである。よって、以下この主張について少しく踏み込んでみたい。

変体漢文で書かれた文章の内容を理解するためには、当

然ながらそこに書かれた漢字列、則ち、各々の漢字(乃至複数の漢字から成る漢字句)の意味が判らなくてはならない。では、ここで言うところの「漢字/漢字句の意味」とは一体何であろうか。漢字は中国語を表記するための文字であるから、漢字の意味と言えば最も普通には中国においてその字が表す「語」が有する意味、ということになるであろう。例えば「驚」の意味と言えば、この字が書き表す中国語キヤウ(中古音では[kwɑŋ] (注8))の意味ということになる。

このことを念頭に置きつつ、以下の例を見られたい。

(1イ) 先例昼時只目令_レ候_レ樂、而依_レ入_レ暗以_三笏扇_一驚_レ之、
(小右記・正暦四(九九三)年正月廿二日)

(1ロ) 令_三憚_一申御念劇_候之間、久不_レ令_レ驚_一言上事由_一
者也、(某書状・平安院政期・平安遺文 4796)

(2イ) 使等不_レ可_レ闕事、同令_レ触所_レ行也、自_レ兼儲_候由、
一日所_レ申也、(小右記・長和二(一一〇三)年五月
七日)

(2ロ) 抑御八講之間、安樂光院御幸可_レ為_レ何日_一候乎、
兼_レ可_レ被_レ仰下_一候也、(尊性法親王書状・天福元(一一三三)年四月廿七日・鎌倉遺文 4487)

右の(1)の二例における「驚」は、所謂(驚ク)の意味では全くなく、(知ラセル)とか(連絡スル)とかいうような意味で用いられている。これは、「驚」が表す中国語キヤウの意味ではなく、「驚」を訓読した日本語オドロカスが持つ意味である。また、(2)の二例における「兼」は(予メ)という意味であり、これも、「兼」が表す中国語ケムの意味でなく、「兼」を訓読した日本語カネテが持つ意味である。このように、変体漢文においては本来の漢字・漢文の知識からは正しい理解に至れず、その字句の訓読法が判って初めて語彙・文意も通ずるという部分が、随所に見られるのである。

つまり、「変体漢文は意味が判れば良かった」と言うにしても、その場合の「意味」とは「漢字／漢字句の意味」ではなくして、「それらの漢字／漢字句を訓読した日本語の意味」である。ということは、変体漢文は文章内容さえ理解できれば良かった、と言おうとする場合にさえ、その各々の漢字／漢字句が「訓読」できなくてはならないのである。

とすると、変体漢文は、確かに文ないし文節レベル(例えば格助詞が付くか否か、連用形か終止形か等)での当時の日本語文への復元は確実には行えないかも知れないが、単語レベルであれば確かにヨメたし、そもそもヨメなければよめなかった、と言うことができる。これは読み手の側からの見方であるが、逆に書き手の側から言えば、文ないし

文節レベルについては特定のヨミを意識せずに書いていたかも知れないが、単語レベルでは特定のヨミを意図して書いていた、ということになる(例えば右の(1)の二例において、オドロクという和訓を意図せずして「驚」字を用いることはできないし、同時にオドロク以外の和訓を意図してこの字を用いたということもあり得ない)。

右のこの一層甚だしい例として、所謂宛字がある。

○以外失礼仕了、浅猿候云々、(愚昧記・嘉応二(一一七〇)年正月廿日)

○檢校更以不_レ可_レ有_二抑留_一、穴賢々々、(慈円起請文・承元年二月廿日)

○殊令_二歎申_一之旨、糸惜思食之間、重所_レ被_二仰遣_一也、(吾妻鏡・文治四(一一八八)年四月十二日)

○以_二此旨_一、可_下令_二洩申_一給_上候覽、恐惶謹言、(撰政御教書・養和元(一一八二)年十一月廿二日・鎌倉遺文50370)

右の宛字は特定記主による奇用というようなものではなく、中古後期〜中世前期においてある程度の一般性が認められるものであるが、これらの例において、各々の漢字の「意味」が判ったとしても語の理解には全く繋がらないことは言うまでもない。「浅猿」はアサマシ、「穴賢」はアナカシコ、「糸惜」はイトヲシ(↑イトホシ)、「覽」はラムと、

それぞれ特定のヨミに辿り着いて初めて、これらの語をよむことが可能になるのである。

またこれに類する現象として、一資料内で一つの語が複数の用字により表記されることがある。峰岸(二〇〇三)で指摘されている例を次に掲げる。

○駒引(貞信公記抄・延喜十二(九一二)年四月三十日)

○駒牽(同・延長五(九二七)年五月二日)

○故兼忠朝臣男維吉(御堂関白記・長和元(二〇一二)年閏十月十六日)

○將軍維能(同・同四(二〇一五)年十一月三日)

○將軍維良(同・同五(二〇一六)年十一月六日)

○賀茂河(御堂関白記・長保二(二〇〇〇)年三月廿日)

○鴨河(同・寛弘元(一〇〇四)年五月十一日)

これらは、変体漢文の背後に特定の日本語——訓読を経たのみ同定可能な——が存することの証左となるものである。

以上のことを別言すると、変体漢文における各々の漢字ないし漢字句が表しているのは「意味」ではなく「語」である、ということになる。

尤も、単語レベルであっても「不審(イブカシ/フシンナリ)」のように語種を決めかねる等のケースが存することも確かではあるが、原則としては先述の如く変体漢文は「ヨメなければよめない」という結論は動かないであろう。

なお、こうしたことと表裏一体の現象として、「定訓」と「常用漢字(訓漢字)」の存在がある。これは変体漢文がヨメたことそのものの証拠にはならないが、変体漢文をヨメるものにして重要な要素である。則ち、奈良時代に既に特定の漢字と特定の和語との密接な関係の成立、つまり「和訓の固定化」が進んでいた(≡定訓の成立)ことは夙に小林芳規、峰岸明の両氏らが訓仮名や辞書の訓注などを物証として究明されたが、更にそれらの漢字を用いて日本語を表記するに際して、一つの和語について一つの漢字を充てる、また逆に一つの漢字には一つの訓(用法)を与えるという強い傾向が見られることも、小林芳規、小山登久、峰岸明の三氏らが指摘している(注9)。このような装置によって、仮名を使用せずに日本語文としてヨメるものとしての変体漢文の表記が可能となったのである。

第三節 変体漢文の言語に影響する

表記上の特徴の整理

本稿では、変体漢文の言語に影響する表記上の特徴を次の四つの点から捉える。

- 【1】定訓に基づく表記
- 【2】《辞》の表記における制約
- 【3】語の漢字化
- 【4】日本語と中国語の文構成の相違

以下、右の四点について一つずつ略述していく。

【1】定訓に基づく表記

漢字で日本語を表現するには幾つかの方法があるが、大別すると(い)漢字の表語面を活用する方法(正訓・正音)、(ろ)表音面を活用する方法(訓仮名を含む)、(は)両者を併用する方法、の三類に分けられるだろう。それぞれの例を万葉集から挙げると次のようになる(傍線部が表語用、波線部が表音用法である)。

(い) 花之色 (ハナノイロ)

巻第十・二二七八

(ろ) 波奈乃伊呂 (ハナノイロ) 巻第十四・三三七六
(は) 鼻毘之毘之爾 (ハナビシビシニ) 巻第五・八九二

(ろ)のように表音面を利用すると、原理的には日本語のほぼ全ての語が漢字で表記可能であるが、変体漢文は(い)のように表語面を活用する方法を基本原理とするものである。表記可能な語は、字音語(正音表記に基づく)と、ある漢字の定訓となっている和語(正訓表記に基づく)との二類が主体となる。前者の字音語については後述の【3】語の漢字化にて触れることとし、ここでは後者の、漢字の定訓となっている和語について説明する。

先の二ノ三節にて述べたように、定訓による和語の表記、則ち、特定の漢字(例、犬)の読み方として特定の和語(例、イヌ)が定着することによって、逆に特定の和語(イヌ)を表記するのに特定の漢字(犬)が用いられるようになること、これが漢文式の表記によって日本語が表記できる根幹的な機構であると言える。

それでは、そのような定訓は那辺において成立するか。本稿が主な対象とする平安鎌倉時代までの状況について言えば、それは漢文文献を(訓点を差す等して)日本語文として読み下す、いわゆる漢文訓読の場であったと考えられる。実際の漢文訓読においては、漢字と和語とは多対多の関係を持つことが珍しくないが、その使用頻度や意味上の

対応の強さなどに応じて、上記の定訓の関係が多くの字／語において成立していったのであろう。よって漢字の表語面を活用する(い)式の日本語表記においては当然そうした、漢字での表記が可能な語が選ばれる(それらの語に制限される)ということになる。

一方そういった場合に、則ち漢文を訓読する際に用いられなかった語彙(それらは漢文が含む漢字の意味に上手く対応しない語則ち日本語独自の意味を持つ語や、漢文を読み下す時の文体にそぐわないと感じられた語であったろう)は、漢字と結び付く機会が得られなかったため、表記するための正訓字を持たず、延いては漢字の表語面を活用する(い)式の日本語表記においては現れることができない。

以上のことから、変体漢文の言語は「広義の漢文訓読語」(注10)をその基本的な装いとすることになる。これは本稿が題目とする、表記様式の影響による変体漢文の言語的特徴として筆頭に掲げられるものと言えるだろう。

またこのことは逆に言えば和文系語彙(和文特有語や、口語・俗語の類)への制限でもある。こうした語彙は万葉仮名ないし仮名により、または所謂宛字(二ノ三節の例参照)により表記することは可能であった(これらはいずれも漢字の表音法の混用になる)が、飽くまで例外的・補助的なものであった。オノマトペを典型とする、漢字を宛がいにくい語は自動的に切り捨てられることになり、これ

も変体漢文の言語の特徴に大きな影響を与えている(注11)。なお対応する漢字を持たない和語としては他に、動詞・助動詞を筆頭とする所謂《辞》に当たる語・形態素があるが、これらについては後述の【2】で述べる。

以上、変体漢文が(い)式の表記法であることから必然的にその語彙が「広義の漢文訓読語をその基本的な装いとする」ことを確認してきたのであるが、但し注意しておきたいのは、このことよって即座に、変体漢文の語彙が訓点資料の語彙と大凡で一致するとまで言えるわけではないということである。このことについて、以下の二点を指摘しておきたい。

一点目は、文体間共通語(注10参照)の合成による和文特有語・記録語の存在である。例えば、動詞ヤム・名詞コト・形容詞ナシはいずれも和文と漢文訓読文両方で用いられる文体間共通語であるが、それが複合したヤムゴトナシ(無止)は和文には用いられるが漢文訓読文には用いられない。しかし、語の構成要素はいずれも定訓により漢字表記が可能であるため、変体漢文では用いられる(例、経暹阿闍梨者是无止真言師、(中右記・寛治七(一〇九三)年十月三日)。

もう一点は、(い)式表記に由来する語形上の制約は、語義・用法上の制約とは必ずしも結び付かないということ

ある。用法上の例として、副詞カネテを挙げよう。和文語

カネテと訓読語アラカジメはいわゆる二形対立の例としてよく知られているが、変体漢文ではアラカジメだけではなくカネテも用いられる(二ノ三節の例(2) 参照)。これはカネテが動詞カヌに由来する副詞であり、このカヌは漢文訓読の場で「兼」字の定訓となっており漢字表記が可能となっているため、それを援用してテ形のカネテもこの字で表記している。この副詞用法は漢文訓読文では用いられないが、そのことは変体漢文における使用の抑制には結び付いていないのである。

また語義上の例としては、同じく二ノ三節の例(1)として示したオドロクなど、文体間共通語に複数の例を指摘することができるが(田中(二〇一六) 参照)、興味深いのは漢文訓読特有語においても同様の現象が見られることである。例えばタヤスシは「輒」字によって変体漢文でも用いられるが、変体漢文での用法(打消またはそれに準ずる語と共起する)は漢文訓読文でのそれ(打消類への共起上の偏りは無い)と一致せず、むしろ対応する和文特有語であるタハヤスシの(和文での)用法と一致しているのであり、「変体漢文における(訓点語)タヤスシは、和文語タハヤスシの語形上(のみ)の代用と言えるものである」との指摘がある(田中(二〇一八))。

右の二点は、変体漢文の言語の中で非漢文訓読語的特徴

を成すものと認められる(注12)。

【2】《辞》の表記における制約

前項【1】にて変体漢文の言語を漢文訓読語と関連付けたが、そこでも確認したように、両者は同一のものとは見なせない。訓点を差して読み下される漢文典籍は一般に教養・教義の上で高い価値を持つと認められていたものと考えられるが、そうした資料の訓読においては、単なる逐字的な読み下しに留まらない処理が加えられる場合があった。例えば「曰」字を、その主体が敬意を表すべきものか否かでイハクとノタウバク(ノタマフのク語法に由来)とで読み分けたり、難語に文選読みという解説的な訓を施したりといったことである。

訓点を差して読み下される漢文典籍(つまり、訓点を差してまで読み下したい価値を持つと見なされた典籍)と比較すると、変体漢文で書かれた文章は、無論、将門記のように文学的性格の強い資料も存するものの、一般に多かれ少なかれ日常的な書き物という性格を持つものであったため、このような臨機応変な訓の拡張は稀だったと考えられる。その分、言葉としては単調になるということになるだろうが、漢字と訓法との関係がより緊密であったとも捉えられる。

さて変体漢文の言語をこのように見ると、右に見たような読み添えの例は、文脈上確実に導かれるものを除いては限定的であった、という推論が成り立つ。本格的な調査は未だ果たせていないが、これは少数残された変体漢文の訓点資料の加状状況からも大凡追認されるのではないかと思う(注13)。

さて、漢文的表記によって特に強い制約を受け、且つ日本語としては必須であるためこの読み添えに関わってくるものが予想される要素として、所謂《辞》の部分がある。

ここでは、助詞・助動詞・接辞・活用語尾の四つの観点から概観する(いずれも詳細については別稿を期す)。

【2A】助詞

変体漢文の言語における助詞は、漢字により表記可能な語・不読字により誘引される語・構文により補読可能な語の三類に大別される。なおこの三類いずれも語形としては広義の漢文訓読語となる(前述【1】で述べた通り、語義・用法についてはこの限りではない)。

漢字により表記可能な語は、格助詞にニ(于^{注14})・於
・ニオイテ(於)・ト(与)・並列用法)・ヨリ(従・自)・連
体助詞にノ(之)・一部ガもあるか)、接続助詞にテ(而)・
バ(者)、係助詞にハ(者)、副助詞にバカリ(許)、終助詞
(または係助詞等の文末用法)にカ(歎)・ヤ(乎・哉)・

カナ(哉)・ノミ・マクノミ・ラクノミ(耳・而已)などがある。

続いて、不読字により誘引される語とはどのようなものか。これは、田中(二〇一七〇)で次のように分類した不読字の甲乙二類の内の乙類に相当するものである。

甲類 原則として読みに関与しないもの。但し文の断続には関与し得る。通時的に不読字のまま。

乙類 それ自体は読まれないが、特定の読みを(補読として)誘引するもの。(例)之・于・於・也・乎

乙類について例を示して説明すると、例えば「于」は元々「于^今」のように、それ自体は読まれないもの二という読みを誘引していた。また「也」は古くは不読であったが、この語があると直前の語にナリが読み添えられる強い傾向があった(則ち「甲乙也」||「甲ハ乙ナリ」也)の如し。「」は不読を表す)。なお後には、これらの字自体がそうした被誘引語をその読みとして持つようになった(則ち「于^今」、「甲乙也」の如し)。

この類の不読字を通じて、変体漢文の言語として埋め込まれる/復元される語は少くない。助詞の例としては、格助詞にニ(于・於)・ト(与)・並列用法)、連体助詞にノ

(之)。一部があるか)、接続助詞にテ(而)・バ(者)、係助詞にハ(者)、終助詞(または係助詞の文末用法)にヤ(平・哉)・カナ(哉)等が挙げられる。これらの例から判るように、かなりの語は前類「漢字により表記」と本類「不読字により誘引」とで連続的である。

三つ目の、構文により補読可能な語の例としては、格助詞ヲが筆頭に挙げられる。この語は日本語文に必須でありながら表記のための字を持たないが、SVOの漢文式語序に支えられて、多くの場合は文脈から補読することができ(例、送消息_ノ消息ヲ送ル)。変体漢文訓点資料の例からしても、これらの助詞が変体漢文の言語としてごくごく普通に用いられたことは疑いない。またノやニは先述の通り不読字「之」「于・於」の誘引によっても表記されたが、無表記で補読される例も多かったと考えられる(例、慶賀事_ノ慶賀ノ事、及沙汰_ニ沙汰ニ及ブ)。ト(例、為師_ニ師ト為)も同様の例である。また特定の語句との親和性から補読されるものとして、ヨリ(例、以来_ニヨリ以来)やガ(為望_ニ望マムガ為、如望_ニ望ムガ如シ)などがある。

以上に対して、表記のための文字もなく、不読字による誘引もなく、構文や文脈からの推測も効きにくいものとして、添加・卓立等の意味に関わる係助詞・副助詞がある。モ・コソ・スラ・サへ・ノミなどがこれに当たる(注15)。よってこれらは変体漢文において現れ難い要素となる。

【2B】助動詞

助動詞も助詞と同様に、漢字により表記可能な語・不読字により誘引される語・構文や文脈により補読可能な語、の三類に大別される。

まず漢字により表記可能な語であるが、助詞に較べて助動詞はこの例が比較的多い。みとめ方に関わるズ(不)、ヴオイスや待遇に関わるル・ラル(被)・シム(令)、指定に関わるナリ(也)・タリ(為)、アスペクトに関わるムトス(欲)、モダリティに関わるベシ(可)・ゴトシ(如)などである。

この他、いわゆる再読文字によって表現される助動詞句で、変体漢文でも用いられるものとして、イマダ_クズ(未)、マサニ_ニムトス(将)、ヨロシク_クベシ(宜)、スベカラク_クベシ(須)、マサニ_クベシ(応)等が挙げられる。

続いて、不読字により誘引される語にはナリ(也)がある。「語によって表記可能」の類と連続的であるのは【2A】の助詞の場合と同様である。

三つ目の、構文により補読可能な語の例としては、指定に関わるナリ・タリがあり、文脈により補読可能な語の例としてはテンスに関わるキ、アスペクトに関わるリ・タリ等がある。前者のナリ・タリの例としては「豈不可_ク哉」
「灼々_ク紅桃」(享祿本雲州往来、二十二通・二十八通)

などを挙げることができる。これらは、漢字列をそのまま読み下すのでは構文上不自然であるため、こうした助動詞を補って推読されるものである。一方、後者については判断が極めて難しい。変体漢文訓点資料を見ると、過去の事態であることが文脈上かがわられる行為に必ずキが読み添えられるわけではないからである。

○昨日^ケ日^ス参^ス齋^ス院^ニ (享禄本雲州往来・第十七通)

○一昨日^ケ日^ス奉^ス暇^ス文^ニ (享禄本雲州往来・第二十通)

○昨日^ケ適^ス雖^{トモ}賜^ス二^ハ拜^ス謁^ス、稠^ク人^ノ之間^ニ不^レ能^ス三^ハ申^ス承^ス (高山寺本古往来・第一通)

また、リ・タリは変体漢文訓点資料に豊富に例があるが、これらについても同様であり、読み手次第で加除されるものであつて変体漢文が言語として内在するものではないと考えられる(二ノ二節参照)。但しこれらの助動詞を誘引しやすい構文や文脈というものが存した可能性は充分あるだろう(ベシが又ベシになりやすい文脈など)。なお完了のアスペクトについてはヲハンヌ(了・畢・訖)によって明示することができ、頻用されている。

以上に対して、表記のための文字もなく、不読字による誘引も無く、構文や文脈からの推測も効きにくいものとして、メリ・終止ナリ・ラム・ケムなどの推量に関わる助動

詞の多くや、希望の助動詞マホシ・タシ等がある。

なお、先に述べたようにテンスを文字上に明示化できないという制約から、変体漢文においてテンスは文法的にではなく語彙的(典型的には日時を表す名詞・副詞等との共起)に表示される、則ち中国語的な傾向を有することが推測される。これはまさしく変体漢文の言語がその表記体ゆえに得た特質とすることができよう。但しこのことを確言するには、古代語全体におけるテンスのあり方との関係や、語の読み添えの実態などをより検討する必要がある。

2C【接辞】

変体漢文の接辞は、広義の漢文訓読語に属するものとそうでないものとに分けられる。前者は接頭語アヒ(相)、接尾語ゴトニ(毎)・ラ(等)等であるが、数は多くない(築島(一九六三)五五頁)。なお語義・用法は必ずしも漢文訓読語と一致しないことはこれまでの例と同様である。

一方後者の、漢文訓読語に属さないものとは、接頭語ウチ(打)・接尾語トノ(殿)のように接辞としては漢文訓読文では基本的に用いられないが、語源を同じくする語などが漢文訓読文でも用いられるために表記可能なものである。他に敬意を表す接頭語「御」も訓読文では基本的に用いられないが変体漢文では頻用される。

【2D】活用語尾

漢字の表語面を活用する方法によって表記できるのは語の一般的な形であり、語の個別的な形は表記できない。よって変体漢文においては用言の活用は原則として表記されない。無論、助動詞の接続や、体言修飾における連体形など、語と語の接続における活用は他文体と同様に行われていたはずで、それは変体漢文訓点資料の状況からも確認できるが、原理的には、文が断れるか続くかを明示できないことになる。連体形終止も表現し得ない。また音便も表示されない（注16）。係り結びは、先述の「誘引」の現象を考慮すると、係りの語句が表示されていれば呼応となる結びの活用も補読されたはずであるが、係り結びに関わる係助詞は基本的に変体漢文では表現されないで、これも望み難い。

【2E】制約への対応

以上で見てきたように、変体漢文においては幾つかの手段を活用して《辞》の顕在的・潜在的表現が行われているのであるが、漢文式の表記法による制約は大きく、表現できないものも少なくない。しかしその一方で、変体漢文においては、宛もそうした制約による欠如を補おうとするかのように、種々の対応が認められるのである。

その典型としては独自の語句の活用がある。既に述べた中では助動詞相当のヲハンス（了・畢・訖）がこれに当たる。また助動詞ではムが表記できないが、その内の意志用法についてはムトス・ムトオモフ（欲）がこれを補っている。その他に、接続助詞ではそのバラエティの不足を補うように連語のヨツテ（依）やイヘドモ（雖）が活用されている（例、相府答云「此事所存、然而依レ不レ可レ闕、雖レ極無レ便所檢封也」者、（小右記・長和四（一〇一五）年六月十三日）。また変体漢文では敬意表現としてシメタマフ（令く給）という和文にも漢文訓読文にも見られない表現が用いられるが（築島（一九七〇））、これは和文におけるセタマフ・サセタマフのス・サスが変体漢文では表記できないため、この語に相当するシム（令）で代替することによって生まれた表現と捉えられる（田中（二〇一八））。

格助詞では、表記されないが文構造により復元可能な語としてヲ・ニを挙げたが、逆に言えば「送消息」が「消息ヲ送ル」となり「送清水」が「清水ニ送ル」となるような不安定さがあり、また「消息ヲ清水ニ送ル」のように両方の格を取る構文をどのように表記するかという問題がある。これに対しては、ニに「於」を宛てて「送消息於清水」（小右記・長元元（一〇二八）年九月廿一日）とするような方法もあるが、くヲモツテ（以）によってヲ格を顕在化して「以消息送奈良」（殿暦・天永三（一一一二）

年二月九日)のようにすることも行われている。この他にも後述のように変体漢文で「以」が果たしている役割には色々なものがあるようである。

また、発話等の引用を示す助詞トは変体漢文では表記されず、結果的にこの語によって引用の終わりを示すことができなくなっているが(引用の開始は「曰」などにより示せる)、その代わりに「者(テヘリ・テヘレバ)」や「云々」を活用することでこの欠を補っている。

また接続助詞においては、副詞と共起させることによる意味の特定も行われている。例えばバ(者)は未然形に接続すると仮定条件を、已然形に接続すると確定条件を表すが、【2D】で見たようにこの区別は変体漢文では表示されない。そこで変体漢文では、副詞モシを付加して「若致^レ懈怠^ル」(源頼朝言上状・文治元(一一八五)年十二月六日・鎌倉遺文26)のようにすることで、仮定用法であることを明示している。同様に、「雖」は逆接確定にも逆接仮定にも用いられるものであったが(但し、用法に応じてイヘドモとイフトモとを訓み分けていたか、イヘドモ一訓で両方の意味を表していたかは不分明)、変体漢文ではタトヒ(縦・設など)を付加することで、逆接仮定であることを明示している(例、縦自^レ他方^ニ雖^レ申^ル榮^ル爵^ニ、一切^レ不可^レ裁^ル許^ル、(小右記・治安三(一一〇二三)年十二月五日)。これらを逆に言えば、仮定条件のバがモシと共起しやすいくことや、

逆接仮定のイヘドモ(イフトモ)がタトヒと共起しやすいくことが、変体漢文の言語の特徴となるわけである。

またダニ・スラ・サへのような範列的關係、則ち同類の他語との關係を表すような助詞の表現は変体漢文では適わないと述べたが、吾妻鏡においては、こうした助詞が使えない分、その代用となるような副詞を用いる工夫が見られるという指摘がある(青木(一九七六))。このことは他の変体漢文資料においても程度差こそあれ認められるものと思われる。またこれは確認が難しいであろうが、文脈によって推読可能なヲ格を、モツテ(以)によって敢て顕在化させることには、とりたて詞的な卓立の意図を読み取る余地があるように思われる。

活用語尾が書けないことは、文章読解上必ずしも大きな障壁とはならないが、比較的問題となるのは文の断れ続きを明示できないこと、断れの一種である命令形が明示できないことである。前者については、頻用されているわけではないが特定の不読字(矣・焉)によって文終止を示す方法がある。また「也」は助動詞ナリの中でも特に終止形のみを示すのが普通であるので、これも文終止を示すのに効果的である。また命令形については、文脈によっては補読できたようだが(例、承聞^{セウ}之^シ次令^ニ奏^ル達^ル給^ル、(享祿本雲州往来・三九通)、かなり限定的であったと思われる。類義を表すベシ(可、また再読文字の宜・須なども)の活用がこ

れを補っているものと考えられる。

右に見てきたことは、「仮名が使えない」という困難が変体漢文において却って独自の語彙・文体を生み出す要因となっているものと見ることででき興味深い。

【3】語の漢字化

【2A】で述べたように、漢字の表音機能ではなく表語機能を基盤とする変体漢文においては、漢字によって表語できない和文系語彙は利用できない。反対に、漢字の表語機能によって最も表記しやすいのは字音語であり、変体漢文でもこれが存分に活用された。書き手にとって、和文系語彙の不足を補うのに大きな役割を果たしたのである。極端に言えば、読み方を知らなくても字面さえ知っていれば語彙として取り込めたわけである。読みを持たない字である不読字が変体漢文に使用されることも、これと揆を一にする事象と捉えられる。

また、語の漢字化は和製漢語の醸成にも直接に影響している。和製漢語は、広義には中国になく日本で作られた字音語を指し、狭義には和語を漢字表記してその漢字を字音読みすることにより新たに生じた語を指す。前者は必ずしも文字化に関わらないが、後者は和語の漢字表記ということが直接に関わるため、変体漢文は（広義のみならず）狭

義の和製漢語が生まれる重要な土壌であった。火事（ヒノコト↓クワジ）、返事（カヘリコト↓ヘンジ）、兼日（カネテノヒ↓ケムジツ）、寄進（ヨセマキラス↓キシシ）、腹立（ハラダチ↓フクリフ）などの例が知られている。

語の漢字化が和製漢語を生み出すのは、その字面が音読みか訓読みかを明示しないためであるが、このことはまた、和語と漢語とを合成することへの抵抗感を減じ、混種語を生み出す要因にもなっていたことが考えられよう（松下（一九五一）本論二参照）。

語の漢字化に関わる事象としてもう一点、品詞性の拡張ということを挙げる。文字の表語面を活用する表記方法の下では、一語の内部の変異は表記に反映されない。日本語においては、このことは典型的には体言の格と用言の活用との（非）表示という形で現れる（松下（一九五一）本論一に言う「零表記」にほぼ相当）。この結果、本来の日本語では比較的明瞭な体言と用言の相違が変体漢文では視覚上に得にくくなり、例えば「参内之間」や「消息到来」がそれぞれ「参内セル間」「消息到来ス」のようにも「参内ノ間」「消息到来」のようにも読まれるようになる。後者の場合、体言が用言的に用いられているとも、用言が体言的な形を採っているとも解釈される状態になっている。そうしたものが具体的にどれほどあったかは判らないが（助動詞キなどの読み添えと同様に、読み手次第という面があった

と考えられる)、享祿本雲州往来に「連日參内之間」「自愛之処」(それぞれ二通、十七通)のような例があり、事象として存したこと自体は確かである(高山寺本古往来での状況について、小林(一九七二)第七節を参照)。こうしたものが一般化する中で、現代の「八月上旬頃が最も見頃」「正面入口にて受付」のような、「非陳述的書記」(矢田(二〇一二)第一編第三章)と呼ばれる言語表現が生じたものと考えられる。

【4】日本語と中国語の文構成の相違

【4A】翻訳文法

変体漢文の言語は日本語であつて中国語ではないが、中国語を日本語として訓み下す漢文訓読という機構をその土台としているため、漢文訓読語における、漢文法に由来する文法(大坪(一九八一)はこれを「翻訳文法」と呼ぶ)を変体漢文でもそのまま(または若干形を変えて)活用する場合がある。例えば、中国語文では受け身文の動作主を「為X」で示すことがあり、漢文訓読文ではこれを読み下して「Xの為にVせらる」(「XニヨッテVサレル」という文型が生じるが、変体漢文でもこれを借りて「為X被V」という文型を採ることがある。

○一昨、華山院女王為盗人被殺害、路頭死、夜中為犬被食、(小右記・万寿元(一〇二四)年十二月八日)
○賀茂別雷社神主成真、於貴布祢社御前、為敵人被射損者、(官文殿統文・寛元二(一二四三)年十月十日・鎌倉遺文 6384)

また変体漢文ではノミ(耳・而已)やイカン(如何)によつて文が終止する例が見られるが、これらも「翻訳文法」の借用と言え、直接には日中両語の文構成の相違に起因するものである。

○問其趣、云「有早魃事而已」者(小右記・寛仁三(一一〇九)年五月廿日)

○卯剋許送消息於頭中将許云「明日除目可被延引歟、故如何」者、(殿曆・長治元(一一〇四)年十一月十一日)

ところで、小林芳規氏は漢文訓読文について「既に所与の漢文を所定の日本語で理解するところから語詞・語法に漢文的言い廻しがあり和歌や口頭語とは異なる説明的な文章語の性格を持つ」と指摘されている(築島・小林(一九八〇)二五二頁)。変体漢文は「所与」のものではなく新たに作り出される文章ではあるが、漢文訓読文と同じく「説明的な文章語の性格」を有するものと考えられる。そして

それは漢文式に書く、つまり中国語式に語を連ねるという表記上の方法から自ずと導かれる文体なのであると考へられる。それらを具体的な要素によって論じる用意は今の稿者には無いが、例えば和文では省略し易い要素が変体漢文では省略しにくい(注17)とか、或いは和文では一文で言えることが変体漢文では文を一旦区切らないと書き表しにくい(注18)といったことが、その要因として挙げられるのではないかと思われる。これらも大きな意味での翻訳文法に由来する特徴と呼ぶことができるだろう。

【4B】修辭

修辭上の問題も、日中両語の文構成の相違に基づくものとして捉え得るだろう。先述の【2D】にて、変体漢文は係り結びを表現できないことを述べたが、係り結びは漢文訓読文においてもその使用が極めて限定的であることが知られている(係助詞自体の使用に制約が大きい。築島(一九六〇)参照)。これについて「漢文訓読文が、情意的なものへの介入を排して、事柄を事柄として伝達することを専らとするものであることを、よく示している」との解釈がある(阪倉(一九九三)二七〇頁)。漢文訓読文においては訓点さえ差せば係り結びは表現できたはずであり、それをしていないのは漢文訓読文の文章上の性格に基づくのであると見るのである。

他方、変体漢文においてはそもそも係り結びを表現する手段がない。この制約は、変体漢文が本来的には日常的な書き物に用いられるものであり、仏典や漢籍の訓読文よりも一層「事柄を事柄として伝達することを専らとするもの」である以上は、特に支障とはならなかったと考えられるが、しかし実際には変体漢文の文章において「情意的なものへの介入」が行われることは、ないではなかった。例えば日記において、その日の出来事に対して記主が自らの感想を記す場合、上申文書において、自らの窮状や要望を効果的・説得的に述べようとする場合、吾妻鏡などの典籍において、ドラマチックな場面を描こうとする場合、などがこれに当たる。こうした場合には変体漢文は、係り結びや種々の推量助動詞によるような和文的な情意的表現はできなかった代わりに、対句を中核とする漢文的な情意的表現が可能であった。同様に、掛詞や引歌が困難な代わりに、彼土の故事の引用は容易であった(注19)。これらは言うまでもなく、その表記様式ゆえに変体漢文の言語が有している特徴である。

第四節 まとめ及び展望

以上、本稿では表記体起因する変体漢文の言語的特徴について分類して記述を行った。変体漢文の言語に影響す

る表記上の特徴と、それにより影響された言語上の特徴とを簡潔にまとめると、次のようになる。

【1】定訓に基づく表記

↓ 語形の面における広義の漢文訓読語の採用、和文系語彙の排除

【2】《辞》の表記における制約

↓ 代替語句の活用、共起語による語義の補強など

【3】語の漢字化

↓ 字音語の活用、和製漢語・混種語の醸成、品詞性の拡張など

【4】日本語と中国語の文構成の相違

↓ 翻訳文法の摂取、漢文・漢詩文的修辭の活用

勿論、変体漢文の言語が同時代の他文体に比して有する特徴は、決してその全てが表記体に起因するわけではなからう。表記体の制約を超えたところで獲得した特徴もまた存するはずである。しかし、変体漢文という（現代から見ると）特異な表記方法がその言語に及ぼした影響も大きいはずと考え、その観点からの分類を試みた次第である。こうした分類・整理によって、変体漢文の文体上の特徴がどのようにして形成・構成されているかが、より分析的・立体的に理解できるようになることが期待される。

また、二ノ一節で述べた「最初は表記体上の強制に基づく、消極的なものであったとしても、それが変体漢文の中で文字表現として固定されると、同時にそれが変体漢文の言語の文体的特徴にもなっていく」ということについても、改めて強調しておきたい。もしそれらが単に制約に基づく消極的なものに過ぎないのだとしたら、そのような表現は、そうした制約から解放された仮名文・仮名交り文には現れないはずである。しかし実際には次に示すように、そうした文章においても、本稿で指摘した事象が現れることがある。

・タメニ〜セラルル：【4A】参照

○石川曆大臣、(略)五年己酉、東宮のために殺されたまへりところそは。(大鏡・天、六一頁)

○暫ク寺ニ不_レ詣ル程ニ、其ノ繪像盗人ノ為ニ被_レ盗ヌ。(今昔物語集・十二ノ十七、①一九四頁)

○その身(引用者注、後漢の光武帝を指す)、つつがおはしまさざりけり。士卒、これを知らず。敵のために討たれ給ひたることを歎いて、…(十訓抄・中・六ノ十七、二
三六頁)

○錦の袋あり。これを敵のために攻められて、命限りと思はむ折、開けて見るべし。(とはすがたり・四、四六四頁)

・シメタマフ：【2E】参照 ※築島（一九七〇）より引用

○そこらのつばくらめ子うまざらむやは。さてこそ（子安

貝ヲ）とらしめ給はめ、（竹取物語）

○をのこ共の中にまじりて、よるをひるになして（子安貝

ヲ）とらしめ給ふ、（同）

○（和歌ヲ）御前によりみ申さしめたまへ、（源氏物語・早蕨）

○びんなきこともあらばおもくかん（脚註）だうせしめ給べきよし

なんおほせ事侍つれば、（同・浮舟）

これらは、表記上の制約という消極的な原因に由来する言語要素が、文体的特徴へと成熟していき積極的に用いられるようになった好例と言えるだろう。そのことの反映として、右に挙げたような他文体への波及という事実があると思われるのである。

但し稿者は、変体漢文で書かれる文章の一般的性質からすると、こうした他文体への「波及」は変体漢文から直接に行われたというよりは、変体漢文の言語が男性語（口頭語を含む）を反映するものであり、その男性語が他文体へと波及していったという道筋をとるものが多かったろうと考えている。しかし逆に言えば、そのような男性語を直接に知る材料として、変体漢文は比類なきものと言える。変体漢文の言語の特徴を多角的に検討することは、日本語位相史研究の様々な面に寄与し得るものと考えられる。

今後の課題としては、まず本稿の記述は飽くまで素描に過ぎず、各々の特徴の実態については今後精査していく必要がある。また本稿で述べた内の文法的な事項は、漢文訓読語の文法と一致する点が大きいためであるが、どれくらい一致し、どこに相違点があるかといったことについても今後調査・検討していきたい。

【注】

- 1 延応元（一三三九）年六月日公蓮（橘公業）讓状案、鎌倉遺文 546。
- 2 延応元（一三三九）年十一月五日関東下知状、鎌倉遺文 596。
- 3 本節は田中（二〇一七イ）序論第一章第八節の内容を再構成したものである。
- 4 亀井（一九五七）。なお木田章義氏によれば「亀井論文では「日本語のかたちへの還元は最初から意図されていない」（引用者注、小松（一九七三）が亀井論文をまとめた表現。二五五頁）とは言っていない」（木田（二〇一四）三十三頁）。
- 5 小松（一九九八）補訂版二二七頁。
- 6 船城（二〇一一）第二部第一章、二四八・二五〇頁。
- 7 小林（一九八二）六五七頁。
- 8 藤堂明保・加納喜光編『学研新漢和大典』（二〇〇六年）の推定による。
- 9 小林（一九七一）等、小山（一九九六）第一章第一節一(2)(A)、峰岸（一九八六ロ）第三章等。
- 10 広義の漢文訓読語とは、和文などには基本的に見られず漢文訓

読文に特有である語（≡漢文訓読特有語）だけではなく、和文などにも見られ漢文訓読文にも見られるという語（≡文体間共通語）をも含む語彙のことを指す。

11 現代語の語彙でも「発想を（剽窃する／ばくろ）」、「危ない／やばい」状況、「不気味な／むくつけき」男ども」のように、類義の概念であっても漢字（漢字交り）で書けるもの（≡剽窃（する）・危（ない）・不気味（な））と仮名でしか書きにくいもの（≡ばくろく・やばい・むくつけき）とがある。「漢字で書ける語しか選択できない」という変体漢文的な状況に置かれたら、こうした語彙（俗語・雅語など）が多く選択肢から抜け落ちていくことは容易に予想されよう。

12 但し、語義・用法上の非制約という点については、これに對立する指摘もなされている。柳原（二〇一二）は、御堂関白記においては複合動詞の後項の補助動詞化に相当制限があることを主張した上で、「二つ一つの動詞の意味や用法という観点から見ると、和文体よりかなり派生の幅が制限されていたようである。」「記録体が最終的には漢文体であり、（純）漢文的であることへの志向を完全には排除しきれない以上、ある和語の持つ意味に派生が生じたとしても、その和語を定訓として持つ漢字の使用範囲まで拡大するのは難しかったのではないか」としており、また柳原（二〇一一）において、この性格は他の平安古記録にも認められるとする。尤も柳原氏も指摘されているように、変体漢文において複合動詞の後項が補助動詞化している例が全然ないというわけでもない。実態がより明らかになるよう、多角的な観点に基づく今後の研究が俟たれる。

13 但し変体漢文にわざわざ訓点を差すということは、その文章には何らかの価値（例えば往来物においては教育的価値）が認められていたということであろうから、事情としては教育的価値が認められと相通じる。よってそうした資料に訓点によって示された訓法よりも、変体漢文一般の訓法は更にシンプルだったと考えて良いと思うが、そのことは直接には確認しようがない。

14 但し「于レ今」「于レ時」など、使用範囲は限定的である。尤も吾妻鏡など、資料によってはより広い範囲で用いたものがある。

15 ノミは「耳」「而已」により表記可能だが、【2A】にて既述の通り基本的に文末用法のみである。

16 アマツサへ（剩）・サイキツテ（遮）・ヲハンヌ（了・畢・訖）など語彙的なものは除く。

17 例えば変体漢文では準体句が作れず修飾先の名詞を明示する必要がある。「延幹と近澄の君と書きたるゆは（紫式部日記・一七四頁）は、変体漢文で書き表そうとすると「延幹与近澄君所書之冊子者」のようにしなくてはならない。また、引用の始まりを明示する必要がある。「またこの殿ばら立ちたまひて、」こう下りよ」とのたまふ」（枕草子・二六〇、四一〇頁）を変体漢文で書き表そうとすると「又此殿達起給云「速可下」者」のように引用の始まりと終わりとを明示しなくてはならない。

18 例えば文中に挿入句を用いにくく、「年若き人の、さる頭証のほどなれば、言ひにくきにや、返しもせず」（枕草子・八十六、一七一頁）のような書き方ができない。また、「この家のかたはらに、檜垣といふもの新しうして、上は半部四五間ばかり上げわたして、簾などもいと白う涼しげなるに、をかしき額つきの透影あまた見

えてのぞく」(源氏物語・夕顔、①一三五頁)のように、視点が一文の中で次々と移っていく表現も取りにくい。

19 文書の対句表現については、往来物の対偶表現を中心に論じた高橋(一九九六)参照。また記録は文書と異なり読者を想定しないものなので対句の使用や故事の引用などは現れにくいように思われるが、実際には資料によつてはこれを活用するものがある。

藤原(一九九三)・小野(二〇一一)など参照。

〔参考文献〕

青木 孝(一九七六)「吾妻鏡に見える「関係(比較)」を表わす」副

詞とその用字」佐伯梅友博士喜寿記念国語学論集刊行会編『佐伯梅友博士喜寿記念国語学論集』表現社

大坪併治(一九八一)『平安時代における訓点語の文法』笠間書房、

二〇一五再刊

小田 勝(二〇一五)『実例詳解古典文法総覧』和泉書院

小野泰央(二〇一一)『中世漢文学の形象』勉誠出版

小山登久(一九九六)『平安時代公家日記の国語学的研究』おうふう

亀井 孝(一九五七)「古事記はよめるか——散文の部分における字

訓およびいはゆる訓読の問題——武田祐吉編『古事記大成』3

言語文化篇』亀井(一九八五)にも所収

亀井 孝(一九八五)『亀井孝論文集』4 日本語のすがたとこころ

(一)『吉川弘文館

木田章義(二〇一四)「狸親父の一言——古事記はよめるか——」『国語

国文』八十三ノ九

小林芳規(一九七二)「高山寺本古往来における漢字の用法上の性格

——振仮名の有無を手懸りとする考察——」『国文学攷』五十七

小林芳規(一九七二)「国語史料としての高山寺本古往来」高山寺典

籍文書総合調査団編『高山寺資料叢書』二一 高山寺本古往来・表

白集』東京大学出版会

小林芳規(一九八二)「古事記訓読について」青木和夫ほか校注『日

本思想大系』古事記』岩波書店

小松英雄(一九七三)『国語史学基礎論』笠間書院

小松英雄(一九九八)『日本語書記史原論』笠間書院

阪倉篤義(一九九三)『日本語表現の流れ』岩波書店

高橋忠彦(一九九六)「古往来に見られる対偶表現について」『日本

語と辞書』一

田中草大(二〇一六)「平安時代の変体漢文諸資料間における言語的

性格の相違について」『国語学叢史の研究』三十五

田中草大(二〇一七)『平安時代における変体漢文の日本語学的研

究』(博士論文、東京大学)

田中草大(二〇一七)「変体漢文における不読字——段落標示用法

を中心に——蜂矢真郷編『論集古代語の研究』清文堂出版

田中草大(二〇一八)「語の用法より観たる変体漢文中の(訓点語)

について」『国語と国文学』九十五ノ三

築島 裕(一九六〇)「漢文訓読語に於ける係助詞に就いて」『語文

研究』十

築島 裕(一九六三)『平安時代の漢文訓読語につきての研究』東京

大学出版会

築島 裕(一九七〇)「尊敬を表わす「シメタマフ」の成立について」

『帯広大谷短期大学紀要』八(人文科学・社会科学)

築島 裕・小林芳規（一九八〇）「訓点資料」国語学会編『国語学大辞典』東京堂出版

藤原克己（一九九三）「日記と漢文学『権記』を中心に」山中裕編『古記録と日記下』思文閣出版

松城俊太郎（二〇一一）『院政時代文章様式史論考』勉誠出版

松下貞三（一九五二）「記録体の性格―吾妻鏡を中心として―」『国語国文』二十ノ九。松下（一九八七）にも所収

松下貞三（一九八七）『漢語受容史の研究』和泉書院

峰岸 明（一九八六イ）『平安時代古記録の国語学的研究』東京大学出版会

峰岸 明（一九八六ロ）『変体漢文』東京堂出版

峰岸 明（二〇〇三）「古記録の文章における表記とその言語」『国語と国文学』八十ノ一

矢田 勉（二〇一一）『国語文字・表記史の研究』汲古書院

柳原恵津子（二〇一一）「記録体における動詞の用法について」第一〇五回訓点語学会研究発表会配布資料

柳原恵津子（二〇一一）「自筆本『御堂関白記』に見られる複合動詞について」『中央大学文学部紀要「言語・文学・文化」』一〇九

山田孝雄（一九三五）『漢文の訓読によりて伝へられたる語法』宝文館、一九七〇再刊

【引用文献の出典】※本文中で特記したものを除く。なお引用に際して表記を改めた部分がある。

○変体漢文資料：古記録は「大日本古記録」（岩波書店）、古文書は「平安遺文」「鎌倉遺文」（東京堂出版）により、用例の検索はい

ずれも東京大学史料編纂所 (<http://www.hi.u-tokyo.ac.jp>) のデータベースを用いた。古往来は三保忠夫・三保サト子編『雲州往来享禄本』（和泉書院、一九八二・一九九七年）及び高山寺典籍文書総合調査団編『高山寺資料叢書二 高山寺本古往来・表白集』（東京大学出版会、一九七二年）を用いた。

○和文資料：「新編日本古典文学全集」（小学館）により、用例の検索は「ジャパンナレッジ Lib」(<http://jpanknowledge.com/library/>) 及び国立国語研究所の「日本語歴史コーパス」を用いた。

《付記》

本稿は平成二十九年年度日本学術振興会科学研究費補助金（特別研究員奨励費、研究課題「語彙と書記の観点による変体漢文の歴史的研究」）による成果の一部である。

（たなか そうた 人文社会系研究科 助教）